令和８年度・令和９年度

岡山県建設工事入札参加資格審査申請の手引

（県外業者用）

（第３回受付）

有　効　期　間　　令和９年６月１日～令和１０年５月３１日

対象審査基準日　　令和７年８月１日以降の日

申　請　方　法　　郵送のみ

提　出　期　間　　令和９年２月１６日～令和９年２月２６日

令和８年１１月

岡 山 県 土 木 部 監 理 課

《目　　次》

○　はじめに　・・・

《はじめに》

令和８年度・令和９年度に岡山県等が発注する建設工事の入札に参加を希望する県外業者（主たる営業所が岡山県外にある建設業者）の方は、この手引に従い入札参加資格審査の申請を行ってください。

第３回追加受付は、第１回の定例受付にて申請できなかった方を対象に令和９年２月１６日から令和９年２月２６日までの間で行います。

審査は、郵送申請のみとし、窓口での対面審査は行いません。書類不備が発生しないよう、この手引をよくお読みの上、ご準備ください。

書類に不備がある等の理由で受理されなかった場合は、上記受付期間内に再度提出し、受理される必要があります。

申請が受理され、その後の審査により入札参加資格が認められると、令和９年６月１日から令和１０年５月３１日まで有効な県の入札参加資格者名簿に登載されることとなります。

県の入札参加資格者名簿に基づき建設工事を発注する機関は次のとおりです。

〇岡山県（各出先機関を含む。）
〇岡山県企業局
〇岡山県教育委員会
〇岡山県警察本部
〇岡山県土地開発公社
〇（公財）岡山県環境保全事業団
〇岡山県広域水道企業団
〇（公財）岡山県下水道公社

１　資格要件

審査を受けるためには、次の要件を備えていなければなりません。

（１）申請する業種について、建設業法の許可を受けていること。

※許可が失効した場合には、入札参加資格も直ちに喪失します。

※契約締結権を委任する場合は、委任する営業所が申請する業種の営業を行っていること。

（２）申請する業種について、令和６年８月１日以降の日を審査基準日とする経営事項審査を受審し、総合評定値の通知を受けていること。

※第３回及び第４回の追加受付の場合は、令和７年８月１日以降の日を審査基準日とする経営事項審査を受審し、総合評定値の通知を受けていること。

（３）建設業退職金共済制度、中小企業退職金共済制度又は特定退職金共済制度の**いずれかに加入**していること。

（４）申請する業種について、年間平均完成工事高が１億円以上であること。

※年間平均完成工事高は、上記（２）の経営事項審査における２年又は３年の平均完成工事高をいう。

（５）建設業に係る労働者災害補償保険に加入していること。

※基幹番号が６で始まるもの、又は９で始まって末尾が５又は７であるなど、建設業に係る労働者災害補償保険（建設事業の一括有期）であるものに限る。

（６）県税、消費税及び地方消費税、市町村税※を完納していること。

※市町村税については、岡山県内の営業所に契約締結権を委任する場合にのみ、当該営業所の所在する岡山県内の市町村の完納証明書が必要です。

（７）舗装工事について申請を行う場合には、別途「舗装業者工事施工能力審査」を受けること。

※未受審の場合は、舗装工事についての申請が無効となります。

（８）社会保険等（健康保険、厚生年金保険、雇用保険）に加入していること。
ただし、加入義務が無い業者は、加入していなくても申請可

※入札参加資格審査申請に当たり、「岡山県と契約する営業所」は１社１営業所に限ります。

２　提出書類

No.１の岡山県建設工事入札参加資格審査申請書は２部、他の書類は１部提出してください。

No	提出書類	注意すべき事項等
1	岡山県建設工事入札参加資格審査申請書【様式１】 ※ダウンロードされる場合には、ハガキ程度の厚手の紙へ印刷してください。	・正副２部提出してください。（副は写しで可）
2	申請書類に関する連絡先	
3	建設業許可を受けていることが分かる書類	・次のいずれかを提出してください。（注①） **（詳細はＰ．８を参照のこと）** ① 国土交通省が運用する「建設業者・宅建業者等企業情報検索システム」の必要ページ（［建設業者の詳細情報］及び［**営業所の一覧**］）を打ち出したもの） ② 建設業許可通知書の写し（発行年月日が３か月以内のもの）※従たる営業所を有する場合は①を添付 ※①に最新情報が掲載されていない場合のみ、建設業許可証明書を添付（写し可、証明年月日が３か月以内のもの）
4	工事経歴書【様式２】	・経営事項審査で提出した直近２年間分の工事経歴書をもって提出書類に代えることも可
5	営業所一覧表【様式３】	・建設業許可申請書別紙二で代えることも可
6	主要取引金融機関名【様式４】	・建設業許可申請書様式第二十号の三で代えることも可
7	令和７年８月１日以降の日を審査基準日とする経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の写し	・左記の書類は、客観点の算出に使用するとともに、社会保険等の加入の有無の確認にも使用します。
8	岡山県税の完納証明書（**原本又は写し**） ※ただし、岡山県に県税を納付する義務のない場合は、申立書【様式５】	・各県民局発行のもの
9	消費税及び地方消費税の完納証明書（その３又はその３の３）（**原本又は写し**）	・本社等の所在地を所管する税務署で発行したもの ※オンライン申請で取得した証明書でも可
10	岡山県内の市町村における市町村税の完納証明書（**原本又は写し**） ※岡山県内の営業所に契約締結権を委任する場合にのみ、当該営業所の所在する市町村の完納証明書等が必要	・各市町村発行のもの

No	提出書類	注意すべき事項等
11	建設業退職金共済加入・履行等証明書、中小企業退職金共済加入証明書又は特定退職金共済加入証明書（**原本又は写し**）	・左記のいずれかの共済制度の加入・履行等証明書等が必要です。 ※建設業退職金共済のみ、直近の経営事項審査に添付した加入・履行証明書（発行から３か月以内のもの）でも可とします。 ※建設業退職金共済契約者証は不可です。 ※加入・履歴証明書が取得できない場合は事前にご相談ください。 
12	労災保険の加入証明書（様式１（様式２でも可））（**原本又は写し**）又は労働者災害補償保険料の概算・確定申告書及び領収書の写し ※基幹番号が６で始まるもの、又は９で始まって末尾が５又は７であるなど、**建設業に係る**労働者災害補償保険（建設事業の一括有期）であるものに限る。	・証明書は労働局の確認印のある原本又は写しに限ります。 ・証明書の様式は、岡山労働局のホームページでダウンロードしたものを御利用ください。 https://jsite.mhlw.go.jp/okayama-roudoukyoku/ ・お問い合わせは岡山労働局総務部労働保険徴収室（TEL086-225-2012）にお願いします。 ・なお、他の労働局で別途同様の様式を定めている場合はそれでも可とします。
13	委任状 ※契約締結権を委任する場合のみ必要	・様式の定めはありませんが、入札参加資格の有効期間の全期間について契約締結権が委任されていることが把握できる内容としてください。
14	返信用封筒（定形外サイズ） ※返送先を記載すること	・申請書副本を返送するために必要な額の切手を貼り付けてください。

注）①更新手続中の場合は、次の書類を提出してください。

ａ　更新手続中であることの証明書（国土交通省又は各都道府県発行のもの）

ｂ　ａの書類が提出できない場合に限り、次の書類全て

・更新申請時の建設業許可申請書（申請者控え、写し可）

※受付印のあるもの

・国土交通省が運用する「建設業者・宅建業者等企業情報検索システム」の必要ページを打ち出したもの（Ｐ．８参照）

②各証明書はいずれも証明年月日が提出日から**３か月以内**のものに限ります。また、県税、市町村税の完納証明書はいずれも過去の期間の全てについて課税されている税目全てが未納のないことを証明するものに限ります。

③提出書類のうち、３～１３の書類は、番号順に編冊（ファイル）してください。ファイルの色は特に指定しませんが、サイズはＡ４サイズ（縦）にしてください。ファイルには、表紙と背表紙に会社名を記載してください。

④書類不備の場合は、一切受け付けません。

３　入札参加資格審査申請業種区分

入札参加資格審査申請において入札参加を希望する建設工事の業種区分は、建設業法に規定する２９業種となっています。なお、資格要件（Ｐ２）を満たしていれば申請する業種数に制限はありません。

４　舗装工事の特例

舗装工事に入札参加を希望する場合には、別途「舗装業者工事施工能力審査」を受審してください。

なお、審査を受けない場合は、舗装工事に関する申請が無効になりますので、注意してください。

※詳細は、Ｐ１０を参照してください。

５　受　　付

申請者の負担軽減及び窓口業務効率化の観点から、第２回から第４回までの追加受付については、郵送申請のみとします。

なお、以下の注意事項をよくお読みになった上で申請を行ってください。

【注意事項】

- 「様式10　申請書類に関する連絡先」、「返信用封筒」を併せて提出する必要があります。（Ｐ．３参照）
- 書類不備がある場合は電話連絡しますので、受付票が届くまでは電話対応ができるようにしておいてください。
- 電話連絡ができない、不備が多いなどの場合は郵送で返送する場合があります。その場合、書類は上記様式０－１に記載された宛先へ返送します。
- 申請書類一式は、不備がない状態で提出期間内に受理される必要があります。書類を提出したものの不備のため申請者に返送され、その補正に時間を要した結果提出期間を経過した場合であっても、当課は一切審査を行いません。提出期間の終了直前に提出され、書類不備があった場合も同様の対応とします。
 提出期限に関わらず、早めに申請を行うようにしてください。
- 申請書類の軽微な誤りについては、職権で訂正することがあります。
- 特定記録など、追跡ができる方法により郵送してください。郵便事故による書類の不達については責任を負いかねます。

【郵送による提出先】

〒７００－８５７０

岡山県岡山市北区内山下２－４－６

岡山県土木部監理課建設業班　　宛

~~（１）定例受付（第１回）~~

~~○申請書の提出期間、入札参加資格有効期間~~

~~提出期間~~	~~有効期間~~	~~申請方法~~

~~令和８年２月２日から 令和８年２月16日まで （必着）~~	~~令和８年６月１日から 令和10年５月31日まで~~	~~郵送のみ~~

（２）申請書等の入手方法

申請書及び申請の手引については、土木部監理課のホームページからダウンロードすることができます。

なお、申請書についてのみ、ハガキ程度の厚手の紙を用いるようにしてください。

（３）追加受付（第２回～第４回）

〇申請書の提出期間、入札参加資格有効期間及び受付場所

受　付	提出期間	有効期間	申請方法
~~第２回 （新規のみ）~~	~~令和８年８月３日から 令和８年８月10日まで （必着）~~	~~令和８年12月１日から 令和10年５月31日まで~~	郵送のみ
第３回 （新規+業種追加）	令和９年２月16日から 令和９年２月26日まで （必着）	令和９年６月１日から 令和10年５月31日まで	
第４回 （新規のみ）	令和９年８月２日から 令和９年８月10日まで （必着）	令和９年12月１日から 令和10年５月31日まで	

定例受付（第１回）の提出期間中に申請できなかった場合には、第２回から第４回までの受付時に申請することができます。それぞれの受付期間ごとに入札参加資格の有効期間が異なりますので御注意ください。

提出先：〒700-8570　岡山市北区内山下2-4-6
岡山県土木部監理課建設業班

※新規申請（令和８年度・令和９年度の入札参加資格審査について未申請の者）は、第２回から第４回までのいずれの追加受付時においても可能です。

※入札参加資格審査申請受理後において**業種の追加申請**を行う場合には、**第３回の受付のみ**としますので、申請業種を十分に検討された上で申請手続を行ってください。

※第３回及び第４回受付において申請する場合には、申請する業種について、令和７年８月１日以降の日を審査基準日とする経営事項審査を受審し、総合評定値の通知を受けていることが資格要件となります。

※各回の受付前には、当課ホームページにてあらためて提出期間や手続等の詳細をお知らせしますので御確認ください。

※直近の経営事項審査結果が対象とならない場合もありますので、各回の基準

日をよくご確認の上、対象となる経営事項審査結果に基づいて書類を作成してください。

（４）行政書士へ申請を委任する場合についての注意事項

申請書は、申請内容を把握している会社の責任者等の方による申請が原則ですが、提出を行政書士に委任することも可能です。この場合、申請者による委任状を添付してください。その際、行政書士印の押印や書類作成を行った行政書士の記名は不要としていませんので御注意ください（申請書の余白や裏面を利用してください）。その他の注意すべき点については、あらかじめ当課にお問い合わせください。

６　変 更 届

申請書提出（受理）後、下記の事項に変更等が生じた場合には、遅滞なく変更届【様式７】を提出してください。添付書類は委任状を除き写し可とします。

No	変更事項等	添　付　書　類【注１】
１	商号又は名称	・商業登記簿謄本又は登記事項証明書
２	代表者の氏名、役職名	・商業登記簿謄本又は登記事項証明書 （代表者の氏名の変更の場合のみ） ・委任状（委任している場合）
３	受任者の氏名、役職名	・委任状
４	契約を締結する営業所の名称 （例：岡山営業所 →岡山支店）	○契約を締結する営業所が主たる営業所の場合 ・商業登記簿謄本又は登記事項証明書 ○契約を締結する営業所が従たる営業所の場合 ・建設業許可変更届出書（様式第 22 号の２） ・委任状
５	契約を締結する営業所の所在地 （例：岡山営業所の所在地 岡山市北区○○ →岡山市南区△△）	○契約を締結する営業所が主たる営業所の場合 ・商業登記簿謄本、登記事項証明書又は 建設業許可変更届出書（様式第 22 号の２） ○契約を締結する営業所が従たる営業所の場合 ・建設業許可変更届出書（様式第 22 号の２）
６	契約を締結する営業所【注２】 （例：岡山支店→広島支店）	・建設業許可を受けていることを証明する書類【注３】 ・委任状
７	建設業許可の更新	・建設業許可を受けていることを証明する書類【注３】
８	建設業許可区分の変更 （般→特、特→般）	・建設業許可を受けていることを証明する書類【注３】
９	契約を締結する営業所の許可業種の一部廃業	・廃業届（様式第 22 号の４）又は 建設業許可変更届出書（様式第 22 号の２）

10	営業の休廃止	・廃業届（様式第 22 号の 4）
11	経営事項審査の更新	・経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書
12	入札参加資格の辞退	・変更届ではなく辞退届【様式９】を提出

【注１】各証明書は、証明年月日が提出日から３か月以内のものに限ります。

【注２】Ｎｏ．６の変更は随時受け付けています。

・ただし、変更後の営業所が申請業種の許可を有していることが必要です。許可を有していない場合、当該申請業種については入札参加資格を失うことになりますので十分注意してください。

・また、変更前の営業所が有していた入札参加資格以外の資格は付与されません。申請業種の追加を希望する場合、第３回追加受付で申請してください。

【注３】「建設業許可を受けていることが分かる書類」とは、次のいずれかです。

（１）建設業許可通知書の写し（発行年月日が３か月以内のもの）

・許可行政庁発行の建設業許可通知書です。**ただし、申請者が従たる営業所を有する場合は使用できません。**

（２）国土交通省が運用する「建設業者・宅建業者等企業情報検索システム」（https://etsuran.mlit.go.jp/TAKKEN/）の必要ページを打ち出したもの

・印刷した「建設業者の詳細情報」（ＰＤＦ）と**印刷した「営業所の一覧」（申請者が従たる営業所を有する場合）**を送付してください。

・ＰＤＦに印字された日付が３か月以内のものに限ります。

＜（２）の書類の作成方法詳細＞

・　システムのトップページから、「建設業者」を選択し、「建設業者検索」から申請者を検索してください。

・　申請者の「建設業者の詳細情報」において、左下の日付から今回証明したい業種を含む許可年月日を選択した上で、右上に表示されている「ＰＤＦ」ボタンから御社の「建設業者の詳細情報」（ＰＤＦ）を印刷します（証明したい業種が複数の許可年月日にまたがる場合は複数のＰＤＦを印刷します。）。

・　**申請者が従たる営業所を有する場合は、「営業所」タブを選択し、表示された営業所の一覧の全ページを印刷してください（この印刷作業はＰＤＦを作成した日と同じ日に実施してください。）。**

※（２）に最新情報が掲載されない場合のみ、建設業許可証明書を添付してください。（写し可、証明年月日が３か月以内のもの）

ただし、申請者が従たる営業所を有する場合は、営業所の許可業種までを含む建設業許可証明書とする必要があります。

７　そ の 他

（１）岡山県等が発注する建設工事を落札したときは、工事現場に配置する主任技術者及び監理技術者について登録が必要となりますので、監理技術者・主任技術者届【様式８】を提出してください。

（２）入札参加資格審査申請は２年に１回の申請となりますが、経営事項審査については、毎年受審しなければ公共工事の入札には参加できませんので御注意ください。

（３）会社合併、会社分割、事業譲渡等により企業再編を行う場合の入札参加資格審査申請上の取扱い（入札参加資格の承継等）については、別に定める手続を行う必要があります。事前に土木部監理課建設業班へお問い合わせください。

（４）申請後に会社更生手続又は民事再生手続の申立を行うことになった場合には、土木部監理課建設業班へ必ず報告してください。
　各手続の申立後、手続きの開始決定を受けるまでの間又は再生計画又は更正計画認可を受けるまでの間については、一般競争入札又は指名競争入札への参加が制限されますので御注意ください。

（５）申請受理後に申請を取り下げた場合、又は入札参加資格の有効期間内に入札参加資格の辞退を行った場合（一部廃業した場合も含む）には、当該入札参加資格の有効期間内に再度の申請はできませんので御注意ください。

《問い合わせ先》
岡山県土木部監理課建設業班
〒700-8570　岡山市北区内山下２－４－６
TEL（０８６）２２６－７４６３（直通）
FAX（０８６）２２４－２２１７
ホームページアドレス：https://www.pref.okayama.jp/soshiki/59/

舗装業者工事施工能力審査について（県外）

舗装工事の入札参加資格審査申請を行った業者の方は、下記により、「舗装業者工事施工能力審査」を受けてください。

この能力審査を受けなかった場合は、舗装工事に関する入札参加資格審査申請が無効になります。

~~１　定例受付（第１回受付）~~

~~（１）受付（審査）期間~~

~~令和８年２月２日（月）～令和８年２月１６日（月）~~

~~午前９時～午後１２時、午後１時～午後４時~~

~~（ただし、土曜･日曜･祝日を除きます。）~~

~~※郵送若しくは信書便も可としますが、令和８年２月１６日午後４時必着です。（郵送又は信書便による場合は、簡易書留その他の送付物が相手側に到着したこと及びその時間が確認できる方法に限る。）~~

~~（２）受付（審査）会場~~

~~岡山県土木部道路整備課保全班（岡山市北区内山下 2-4-6 県庁６階）~~

２　追加受付

舗装工事について、下記の提出期間により入札参加資格審査の追加申請を行った業者に限り、同期間において舗装業者工事施工能力審査の追加受付を行います。

第１回受付において入札参加資格審査申請が受理されている業者は、第２回及び第４回の受付期間では受審できませんのでご注意ください。

（１）受付（審査）期間（予定）

受 付	提出期間	有効期間
~~第２回（新規のみ）~~	~~令和８年８月　３日から 令和８年８月１０日まで~~	~~令和　８年１２月　１日から 令和１０年　５月３１日まで~~
第３回	令和９年２月１６日から 令和９年２月２６日まで	令和　９年　６月　１日から 令和１０年　５月３１日まで
第４回（新規のみ）	令和９年８月　２日から 令和９年８月１０日まで	令和　９年１２月　１日から 令和１０年　５月３１日まで

※受付時間：いずれも午前９時～午前１２時、午後１時～午後４時
（ただし、土曜･日曜･祝日を除きます。）

※提出期間の最終日が休日の場合は、休日の翌日の開庁日が期限の日となります。

※詳細は道路整備課のホームページをご覧ください。

（２）受付（審査）会場

・岡山県土木部道路整備課保全班（岡山市北区内山下 2-4-6 県庁６階）

《問い合わせ先・審査申請要領等の入手先》

岡山県土木部道路整備課保全班（岡山市北区内山下 2-4-6 県庁６階）

ＴＥＬ：（０８６）２２６－７４７３（直通）

（注）舗装業者工事施工能力審査に係る申請要領等は、本手引に添付していませんので、舗装工事に入札参加を希望する業者の方は、道路整備課のホームページからダウンロードしてください。（公開時期は道路整備課が別途定めます。）

●道路整備課ホームページ　https://www.pref.okayama.jp/soshiki/63/

都　道　府　県　コ　ー　ド

01	北海道	17	石川県	33	岡山県
02	青森県	18	福井県	34	広島県
03	岩手県	19	山梨県	35	山口県
04	宮城県	20	長野県	36	徳島県
05	秋田県	21	岐阜県	37	香川県
06	山形県	22	静岡県	38	愛媛県
07	福島県	23	愛知県	39	高知県
08	茨城県	24	三重県	40	福岡県
09	栃木県	25	滋賀県	41	佐賀県
10	群馬県	26	京都府	42	長崎県
11	埼玉県	27	大阪府	43	熊本県
12	千葉県	28	兵庫県	44	大分県
13	東京都	29	奈良県	45	宮崎県
14	神奈川県	30	和歌山県	46	鹿児島県
15	新潟県	31	鳥取県	47	沖縄県
16	富山県	32	島根県		

県　内　市　町　村　コ　ー　ド

101	岡山市北区	209	高梁市	445	浅口郡里庄町
102	岡山市中区	210	新見市	461	小田郡矢掛町
103	岡山市東区	211	備前市	586	真庭郡新庄村
104	岡山市南区	212	瀬戸内市	606	苫田郡鏡野町
202	倉敷市	213	赤磐市	622	勝田郡勝央町
203	津山市	214	真庭市	623	勝田郡奈義町
204	玉野市	215	美作市	643	英田郡西粟倉村
205	笠岡市	216	浅口市	663	久米郡久米南町
207	井原市	346	和気郡和気町	666	久米郡美咲町
208	総社市	423	都窪郡早島町	681	加賀郡吉備中央町

※岡山県以外の都道府県コード及び市町村コードは総務省ＨＰの全国地方公共団体コードで該当の都道府県コード及び市町村コードを調べて、検査コードを除く上５桁を使用してください。
（ＨＰアドレス：https://www.soumu.go.jp/denshijiti/code.html）

建　設　業　許　可　業　種　コ　ー　ド

ｺｰﾄﾞ	業種	ｺｰﾄﾞ	業種	ｺｰﾄﾞ	業種
01	土木一式工事	11	鋼構造物工事	21	熱絶縁工事
02	建築一式工事	12	鉄筋工事	22	電気通信工事
03	大工工事	13	舗装工事	23	造園工事
04	左官工事	14	しゆんせつ工事	24	さく井工事
05	とび・土工・ｺﾝｸﾘｰﾄ工事	15	板金工事	25	建具工事
06	石工事	16	ガラス工事	26	水道施設工事
07	屋根工事	17	塗装工事	27	消防施設工事
08	電気工事	18	防水工事	28	清掃施設工事
09	管工事	19	内装仕上工事	29	解体工事
10	ﾀｲﾙ・れんが・ﾌﾞﾛｯｸ工事	20	機械器具設置工事		

有　資　格　区　分　コ　ー　ド　表

（監理技術者・主任技術者一覧表）

	コード	資格区分	
	01	法第7条第2号イ該当（学歴＋実務経験）	
	02	法第7条第2号ロ該当（実務経験）（10年以上）	
	03	法第15条第2号ハ該当（大臣認定）（同号イと同等以上）	
	04	法第15条第2号ハ該当（大臣認定）（同号ロと同等以上）	
建設業法	11	一級建設機械施工管理技士	
	1F	一級建設機械施工管理技士補	
	12	二級建設機械施工管理技士（第1種～第6種）	
	13	一級土木施工管理技士	
	1H	一級土木施工管理技士補	3年
	14	二級土木施工管理技士（土木）	
	15	二級土木施工管理技士（鋼構造物塗装）	
	16	二級土木施工管理技士（薬液注入）	
	1J	二級土木施工管理技士補（土木）	5年
	1K	二級土木施工管理技士補（鋼構造物塗装）	5年
	1L	二級土木施工管理技士補（薬液注入）	5年
	20	一級建築施工管理技士	
	2C	一級建築施工管理技士補	3年
	21	二級建築施工管理技士（建築）	
	22	二級建築施工管理技士（躯体）	
	23	二級建築施工管理技士（仕上げ）	
	2D	二級建築施工管理技士補	5年
	27	一級電気工事施工管理技士	
	2E	一級電気工事施工管理技士補	3年
	28	二級電気工事施工管理技士	
	2F	二級電気工事施工管理技士補	5年
	29	一級管工事施工管理技士	
	2G	一級管工事施工管理技士補	3年
	30	二級管工事施工管理技士	
	3A	二級管工事施工管理技士補	5年
	31	一級電気通信工事施工管理技士	
	3B	一級電気通信工事施工管理技士補	
	32	二級電気通信工事施工管理技士	
	33	一級造園施工管理技士	
	3D	一級造園施工管理技士補	3年
	34	二級造園施工管理技士	
	3E	二級造園施工管理技士補	5年
建築士法	37	一級建築士	
	38	二級建築士	
	39	木造建築士	
技術士法	41	建設・総合技術監理（建設）	
	42	建設「鋼構造及びコンクリート」・総合技術監理（建設「鋼構造及びコンクリート」）	
	43	農業「農業土木」・総合技術監理（農業「農業土木」）	
	44	電気・電子・総合技術監理（電気・電子）	
	45	機械・総合技術監理（機械）	
	46	機械「流体工学」又は「熱工学」・総合技術監理（機械「流体工学」又は「熱工学」）	
	47	上下水道・総合技術監理（上下水道）	
	48	上下水道・「上水道及び工業用水道」・総合技術監理（上下水道「上水道及び工業用水道」）	
	49	水産「水産土木」・総合技術監理（水産「水産土木」）	
	50	森林「林業」・総合技術監理（森林「林業」）	
	51	森林「森林土木」・総合技術監理（森林「森林土木」）	
	52	衛生工学・総合技術監理（衛生工学）	
	53	衛生工学「水質管理」・総合技術監理（衛生工学「水質管理」）	
	54	衛生工学「廃棄物管理」又は「汚物処理」・総合技術監理（衛生工学「廃棄物管理」）	
電気工事業法・電気通信事業法	55	第一種電気工事士	
	56	第二種電気工事士	3年
	58	電気主任技術者（第1種～第3種）	5年
	59	電気通信主任技術者（伝送交換・線路）	5年
	35	工事担任者（第1級アナログ通信・第1級デジタル通信・総合通信）	3年
水道法	65	給水装置工事主任技術者	1年
消防法	68	甲種消防設備士	
	69	乙種消防設備士	
職業能力開発促進法	71	建築大工（1級）	
		建築大工（2級）	1年（※3年）
	64	型枠施工（1級）	
		型枠施工（2級）	1年（※3年）

	コード	資格区分	
職業能力開発促進法（旧職業訓練法）試験	72	左官　（1級）	
		左官　（2級）	1年（※3年）
	57	とび・とび工（1級）	
		とび・とび工（2級）	1年（※3年）
	73	ｺﾝｸﾘｰﾄ圧送施工（1級）	
		ｺﾝｸﾘｰﾄ圧送施工（2級）	1年（※3年）
	66	ウェルポイント施行（1級）	
		ウェルポイント施行（2級）	1年（※3年）
	74	冷凍空気調和機器施工・空気調和設備配管（1級）	
		冷凍空気調和機器施工・空気調和設備配管（2級）	1年（※3年）
	75	給排水衛生設備配管　（1級）	
		給排水衛生設備配管　（2級）	1年（※3年）
	76	配管・配管工　（1級）	
		配管・配管工　（2級）	1年（※3年）
	70	建築板金「ダクト板金作業」（1級）	
		建築板金「ダクト板金作業」（2級）	1年（※3年）
	77	タイル張り・タイル張り工　（1級）	
		タイル張り・タイル張り工　（2級）	1年（※3年）
	78	築炉・築炉工（1級）・れんが積み	
		築炉・築炉工（2級）	1年（※3年）
	79	ブロック建築・ブロック建築工（1級）・コンクリート積みブロック施工	
		ブロック建築・ブロック建築工（2級）	1年（※3年）
	80	石工・石材施工・石積み　（1級）	
		石工・石材施工・石積み　（2級）	1年（※3年）
	81	鉄工・製罐　（1級）	
		鉄工・製罐　（2級）	1年（※3年）
	82	鉄筋組立て・鉄筋施工　（1級）	
		鉄筋組立て・鉄筋施工　（2級）	1年（※3年）
	83	工場板金　（1級）	
		工場板金　（2級）	1年（※3年）
	84	板金「建築板金作業」・建築板金「内外装板金作業」・板金工「建築板金作業」（1級）	
		板金「建築板金作業」・建築板金「内外装板金作業」・板金工「建築板金作業」（2級）	1年（※3年）
	85	板金・板金工・打出し板金　（1級）	
		板金・板金工・打出し板金　（2級）	1年（※3年）
	86	かわらぶき・スレート施工　（1級）	
		かわらぶき・スレート施工　（2級）	1年（※3年）
	87	ガラス施工　（1級）	
		ガラス施工　（2級）	1年（※3年）
	88	塗装・木工塗装・木工塗装工（1級）	
		塗装・木工塗装・木工塗装工（2級）	1年（※3年）
	89	建築塗装・建築塗装工　（1級）	
		建築塗装・建築塗装工　（2級）	1年（※3年）
	90	金属塗装・金属塗装工　（1級）	
		金属塗装・金属塗装工　（2級）	1年（※3年）
	91	噴霧塗装　（1級）	
		噴霧塗装　（2級）	1年（※3年）
	67	路面標示施工	
	92	畳製作・畳工　（1級）	
		畳製作・畳工　（2級）	1年（※3年）
	93	表具・表具工・表装・内装仕上げ施工・カーテン施工・天上仕上げ施工・床仕上げ施工（1級）	
		表具・表具工・表装・内装仕上げ施工・カーテン施工・天上仕上げ施工・床仕上げ施工（2級）	1年（※3年）
	94	熱絶縁施工　（1級）	
		熱絶縁施工　（2級）	1年（※3年）
	95	建具製作・建具工・木工・カーテンウォール施工・サッシ施工（1級）	
		建具製作・建具工・木工・カーテンウォール施工・サッシ施工（2級）	1年（※3年）
	96	造園　（1級）	
		造園　（2級）	1年（※3年）
	97	防水施工　（1級）	
		防水施工　（2級）	1年（※3年）
	98	さく井　（1級）	
		さく井　（2級）	1年（※3年）
	60	登録解体工事試験	
	40	基礎ぐい試験（基礎施工士）	
その他	61	地すべり防止工事士	1年
	62	建築設備士	1年
	63	一級計装士	1年
	99	その他	
	36	登録基幹技能者（注2）	

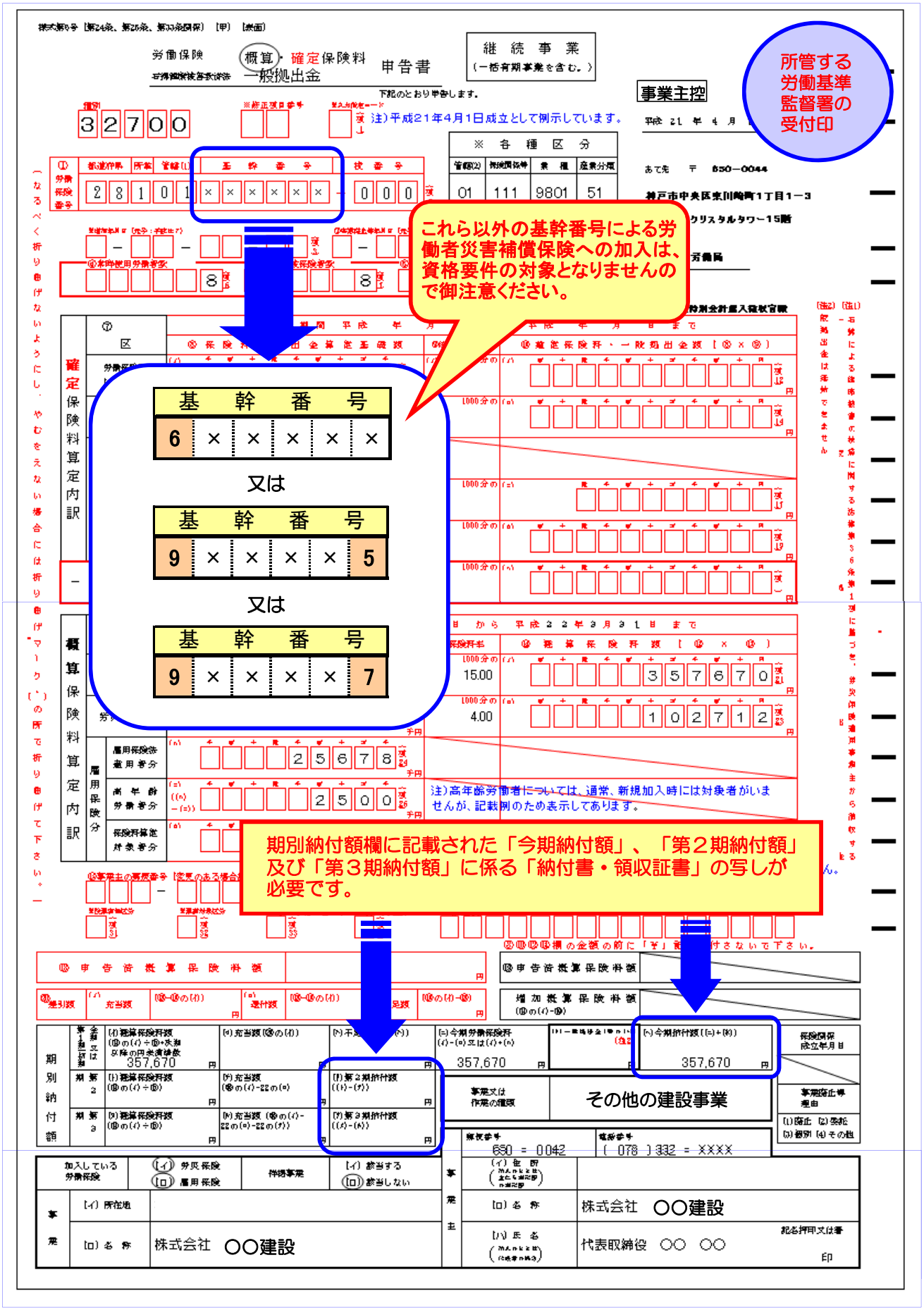
（注1） 資格区分欄の年数は実務経験の必要な年数　※は平成16年度以降に合格した者に必要な実務経験年数

（注2） 受講した登録基幹技能者講習の種類によって、要件を満たす者と認められる建設業の種類は異なります。また、登録基幹技能者講習修了証の表面に**「この者は、（建設業の種類）について、建設業法第26条第1項の主任技術者の要件を満たす者であると認められます。」**との**記載があることが必要**です。

（注3） 工事担任者については、令和3年4月1日以降に、工事担任者試験に合格した者、養成課程を修了した者及び総務大臣の認定を受けた者に限られます。

（注4） 一級建設機械施工管理技士補・一級電気通信工事施工管理技士補の資格のみでは、主任技術者として配置できません。

提出書類：No. 11（労働保険概算・確定保険料申告書）のサンプル



様式1　**県　外**

整理番号	※

令和８年度・令和９年度岡山県建設工事 入札参加資格審査申請書

令和　年　月　日

岡山県知事　　殿

主たる営業所の
所　在　地

（ふりがな）
商号又は名称

（ふりがな）
代表者氏名

令和8年度・令和9年度において岡山県の発注する建設工事の入札参加の審査を受けたいので添付書類を添えて申請します。

なお、この申請書及び添付書類の記載内容は、全て事実と相違ないことを誓約いたします。

また、工事請負契約関係業務の執行に当たっては、関係法令及び岡山県の諸規定を遵守し、誠実に履行することを誓約いたします。

（岡山県と契約する営業所）

局コード　0　0　　大臣知事コード　　許可番号

商号又は名称
カタカナ
（全角）

商号又は名称

所在地の市区町村コード　　（都道府県・市区町村名　　）

所　在　地

代表者氏名

郵便番号　　－

電話番号

工事種類別年間平均完成工事高（消費税抜き）

建設工事の種類	完成工事高（消費税抜き）　1．2年平均　2．3年平均 年間平均 2年平均：(A＋B)÷2 3年平均：(A×2＋B)÷3	審査対象事業年度の前審査対象事業年度又は前前々審査対象事業年度及び前々審査対象事業年度の平均　A	審査対象事業年度　B	添付書類
	千円	千円	千円	②建設業許可証明書
	千円	千円	千円	③工事経歴書
	千円	千円	千円	④営業所一覧表
	千円	千円	千円	⑤主要取引金融機関名
	千円	千円	千円	⑥総合評定値通知書（写）
	千円	千円	千円	⑦県税の完納証明書
	千円	千円	千円	⑧消費税の完納証明書
	千円	千円	千円	⑨市町村税の完納証明書
	千円	千円	千円	⑩退職金共済組合の加入・履行証明書
	千円	千円	千円	⑪労働者災害補償保険加入証明書
	千円	千円	千円	⑫委任状
	千円	千円	千円	⑬申請書類に関する連絡先
	千円	千円	千円	【特例】

申請業種コード	許可区分	年号	許可年月日 年	月	日	申請業種コード	許可区分	年号	許可年月日 年	月	日

◎　許可区分欄は一般は「1」、特定は「2」を記入し、年号欄は平成は「4」、令和は「5」を記入すること。

⑩退職金共済組合の加入状況

種類	加入年月日
建設業退職金共済	年　月　日
中小企業退職金共済	年　月　日
特定退職金共済	年　月　日

（審査受付印欄）

様式1　県　外

《記 入 例》

申請業種についてのみ経営事項審査(総合評定値通知書)の完成工事高を記入のこと

該当する方に○をつけること

整理番号 ※

令和８年度・令和９年度岡山県建設工事 入札参加資格審査申請書

令和 ○○年○ 月○○日

岡山県知事　伊原木　隆太　殿

主たる営業所の所在地　東京都港区外山下１－２－３

（ふりがな）商号又は名称　にっぽんけんせつ　ニッポン建設(株)

申請者は本店代表者とすること

（ふりがな）代表者氏名　にっぽん　いちろう　日本　一郎

令和8年度・令和9年度において岡山県の発注する建設工事の入札参加の審査を受けたいので添付書類を添えて申請します。

なお、この申請書及び添付書類の記載内容は、全て事実と相違ないことを誓約いたします。

また、工事請負契約関係業務の執行に当たっては、関係法令及び岡山県の諸規定を遵守し、誠実に履行することを誓約いたします。

工事種類別年間平均完成工事高（消費税抜き）	建設工事の種類	完成工事高（消費税抜き） 年間平均 2年平均:(A+B)÷2 3年平均:(A×2+B)÷3	審査対象事業年度の前審査対象事業年度又は前々審査対象事業年度の平均 A	1．2年平均 ②3年平均 審査対象事業年度 B	添付書類
	土　木	208．160 千円	210．240 千円	204．000 千円	②建設業許可証明書
	建　築	216．033 千円	217．000 千円	214．100 千円	③工事経歴書
	とび・土工	140．000 千円	110．000 千円	200．000 千円	④営業所一覧表
	舗　装	107．000 千円	130．000 千円	61．000 千円	⑤主要取引金融機関名
	解　体	120．000 千円	100．000 千円	160．000 千円	⑥総合評定値通知書(写)
					⑦県税の完納証明書
		千円	千円	千円	⑧消費税の完納証明書
		千円	千円	千円	⑨市町村税の完納証明書
		千円	千円	千円	⑩退職金共済組合の加入・履行証明書
		千円	千円	千円	⑪労働者災害補償保険加入証明書
		千円	千円	千円	⑫委任状
		千円	千円	千円	⑬申請書類に関する連絡先
		千円	千円	千円	【特例】

申請業種は、年間平均完成工事高が1億円以上であることが要件

法人の種類	略号
株式会社	(株)
有限会社	(有)
合資会社	(資)
合名会社	(名)
協同組合	(同)
協業組合	(業)
企業組合	(企)

大臣　00
知事　P11都道府県コード参照

（岡山県と契約する営業所）

局コード 0 0　大臣知事コード 0 0　許可番号 0 1 2 3 4 5

1カラム

商号又は名称カタカナ（全角）　ニ ッ ポ ン ケ ン セ ツ オ カ ヤ マ シ テ ン

商号又は名称　ニ ッ ポ ン 建 設 （ 株 ） 岡 山 支 店

P11県内市町村コード参照
※県外の場合は所在地の市町村コードを確認の上、記入すること

・所在地にかかわらず、都道府県名、市区町村名を記入すること

P11都道府県コード参照

所在地の市区町村コード　3 3 1 0 1　（都道府県・市区町村名　岡山県岡山市北区　）

市区町村名に続く地名(字名)から記入すること
※なお、ビル名等は記入しないこと

所在地　内 山 下 2 － 4 － 6

代表者氏名　岡 山　太 郎

郵便番号　7 0 0 － 8 5 7 0

電話番号　0 8 6 － 2 2 4 － 2 1 1 1

申請業種コード	許可区分	年号	許可年月日 年	月	日	申請業種コード	許可区分	年号	許可年月日 年	月	日
0 1	2	5	0 2	0 6	1 5						
0 2	2	5	0 2	0 6	1 5						
0 5	1	5	0 2	0 6	1 5						
1 3	1	4	3 1	0 3	0 1						
2 9	1	5	0 3	0 9	0 1						

許可業種のうち、入札参加資格申請業種のみを記入のこと。

◎ 許可区分欄は一般は「1」、特定は「2」を記入し、年号欄は平成は「4」、令和は「5」を記入すること。

P11の建設業許可業種コードを参照の上で記入すること。

⑩退職金共済組合の加入状況

種類	加入年月日
○ 建設業退職金共済	H6年6月24日
中小企業退職金共済	
特定退職金共済	年　月　日

（審査受付印欄）

該当する共済組合に○印を付け、加入年月日を記入すること

（岡山県と契約する営業所）が県外営業所の場合

（例）　ニッポン建設(株)広島支店
広島県広島市中区大手町１－１－１

P11都道府県コード参照

所在地の市区町村コードを確認の上で記入すること

所在地の市区町村コード　3 4 1 0 1　（都道府県・市区町村名　広島県広島市中区　）

所在地　大 手 町 1 － 1 － 1

様式２　　（用紙 Ａ４）

工　事　経　歴　書

（建設工事の種類）　　工事　　決算期　　年　　月～　　年　　月

番号	注文者	元請又は下請の区別	工事名	工事現場のある都道府県及び市区町村名	配置技術者氏名	請負代金の額	うち(　)	着工年月 完成又は完成予定年月
		元請 下請				千円	千円	年　月 年　月
		元請 下請				千円	千円	年　月 年　月
		元請 下請				千円	千円	年　月 年　月
		元請 下請				千円	千円	年　月 年　月
		元請 下請				千円	千円	年　月 年　月
		元請 下請				千円	千円	年　月 年　月
		元請 下請				千円	千円	年　月 年　月
		元請 下請				千円	千円	年　月 年　月
		元請 下請				千円	千円	年　月 年　月
		元請 下請				千円	千円	年　月 年　月
		元請 下請				千円	千円	年　月 年　月
		元請 下請				千円	千円	年　月 年　月
		元請 下請				千円	千円	年　月 年　月
		元請 下請				千円	千円	年　月 年　月
		元請 下請				千円	千円	年　月 年　月
		元請 下請				千円	千円	年　月 年　月
		元請 下請				千円	千円	年　月 年　月
		元請 下請				千円	千円	年　月 年　月
		元請 下請				千円	千円	年　月 年　月
		元請 下請				千円	千円	年　月 年　月
		元請 下請				千円	千円	年　月 年　月
		元請 下請				千円	千円	年　月 年　月
		元請 下請				千円	千円	年　月 年　月
		元請 下請				千円	千円	年　月 年　月
		元請 下請				千円	千円	年　月 年　月
		元請 下請				千円	千円	年　月 年　月
		元請 下請				千円	千円	年　月 年　月
		元請 下請				千円	千円	年　月 年　月
		元請 下請				千円	千円	年　月 年　月
		元請 下請				千円	千円	年　月 年　月
		元請 下請				千円	千円	年　月 年　月

【記載要領】

1　この表は、建設業法の別表の上欄に掲げる建設工事の種類ごとに作成すること。

2　この表は、直前2年間の主な完成工事及び直前2年間に着工した主な未成工事について記載すること。

3　下請工事については、「注文者」の欄には、直接注文をした元請負人の商号又は名称を記載し、「工事名」の欄には、下請工事の名称を記載すること。

様式３　　（用紙 Ａ４）

営　業　所　一　覧　表

名　　称	許可を受けた建設業		所　在　地（郵便番号・電話番号）
（主たる営業所）	特　　定	一　　般	
（その他の営業所）			
計　　箇所			

【記載要領】

1　「名称」の欄には、本店又は支店若しくは常時建設工事の請負契約を締結する事務所を記載すること。

2　「許可を受けた建設業」の欄には、許可を受けた建設業のうち当該営業所において営業する建設業を、建設業法施行規則第２条に定める別記様式第１号の表中「許可を受けようとする建設業」欄で示された略号で記載すること。

様式４　　（用紙 Ａ４）

主 要 取 引 金 融 機 関 名

政府関係金融機関	普通銀行 長期信用銀行	商工組合中央金庫 信用金庫・信用協組合	その他の金融機関

【記載要領】

1　各金融機関とも本所、本店、支所、支店、営業所、出張所等の区別まで記載すること。
（例　○○銀行○○支店）

様式５　　（用紙 Ａ４）

申　　立　　書

当社は、岡山県内に営業所、出張所等を設置していないので、県税の納税義務がありません。

令和　　年　　月　　日

岡山県知事　　殿

主たる営業所の
所　在　地

商 号 又 は 名 称

代 表 者 氏 名

注：本社発行のものとする

様式７　　（用紙 Ａ４）

区分	工　事

変　更　届

先に提出した入札参加資格審査申請書の記載事項に、下記のとおり変更がありましたので、関係書類を添えてお届けします。

令和　　年　　月　　日

岡山県知事　　殿

許可番号　　国土交通大臣 / 知事　第　　号

主たる営業所の所在地

商号又は名称

代表者氏名

記

変更事項	変更前	変更後	変更年月日

様式８　　【県外業者用】

監理技術者・主任技術者届

次のとおり　**主任技術者**／**監理技術者**　を　配置／変更／削除　します。

令和　　年　　月　　日

岡山県知事　　殿

届出者(証明者)
所　在　地
商号又は名称
電 話 番 号

1　許可番号　□□ － □□□□□□　　2　許可年月日　令和 □□ 年 □□ 月 □□ 日

3　契約事務所　＿＿＿＿＿＿　県民局／地域事務所　　4　工　事　名　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿ 工事

A　主任技術者・監理技術者

フ リ ガ ナ ＿＿＿＿＿＿＿＿　　元号［平成：H, 昭和：S, 大正：T］

氏　　名 □□□□□□□　生年月日 □ □□ 年 □□ 月 □□ 日

有資格区分 □□ □□ □□ □□ □□ ← P12の有資格区分ｺｰﾄﾞ表により該当ｺｰﾄﾞを記入

監理技術者有資格業種 □□ □□ □□ □□ □□ ← P11の建設業許可業種ｺｰﾄﾞにより該当ｺｰﾄﾞを記入

B　主任技術者（実務経験者）

フ リ ガ ナ ＿＿＿＿＿＿＿＿　　元号［平成：H, 昭和：S, 大正：T］

氏　　名 □□□□□□□　生年月日 □ □□ 年 □□ 月 □□ 日

上記の者は、＿＿＿＿＿＿＿＿工事に関し、次のとおり実務の経験を有することに相違ないことを証明します。

住　　所			採用年月日	年　月　日
使用者の商号・名称	所　在　地	職名	実 務 経 歴	実務経験年数
				年　月 ～　年　月
				年　月 ～　年　月
				年　月 ～　年　月
				年　月 ～　年　月
				年　月 ～　年　月
				年　月 ～　年　月
				年　月 ～　年　月
				年　月 ～　年　月
				年　月 ～　年　月
				年　月 ～　年　月
				年　月 ～　年　月
				年　月 ～　年　月
				年　月 ～　年　月
			合　　計	年　　月

【記載要領】

1　この届は、岡山県等が発注する建設工事を請負った場合に、その工事現場に配置する**主任技術者又は監理技術者**について、その氏名、資格等を届けるものです。

2　国家資格等を有するものを主任技術者とする場合には、工事名に続けてＡ欄に記入。

3　請け負った工事のうち下請けに出す工事の総額が、5,000万円（建築一式工事にあっては8,000万円）以上の場合には、監理技術者証を有し、監理技術者講習を受講した監理技術者をＡ欄に記入。

4　実務経験（建設業法第7条2号イ、ロ該当）がある者を主任技術者とする場合には、当該業種に係る実務経歴等をＢ欄に記入。

5　添付書類　・資格者証（合格証明書等）の写し　※実務経験による場合は、卒業証明書の写し
・監理技術者資格者証（表面、裏面）、監理技術者講習修了証の写し
・技術者の常勤性の確認できる書類（健康保険／厚生年金保険 被保険者標準報酬決定通知書(受付印のあるもの)の写し）

様式８　〈記入例〉　【県外業者用】

監理技術者・主任技術者届

次のとおり（主任技術者／監理技術者）を（配置／変更／削除）します。

許可年月日が2つ以上ある場合は古い方を記入

令和　7　年　8　月　2　日

岡山県知事　　殿

届出者(証明者)
所　在　地　岡山市北区内山下２－４－６
商号又は名称　(株)県庁組　岡山 建男
電 話 番 号　(086)　224　－　2111

1　許可番号　００－１２３４５６　　2　許可年月日　令和　06　年　08　月　10　日

3　契約事務所　備　前（県民局／地域事務所）　4　工　事　名　○×線道路改良　工事

A　主任技術者・監理技術者

1カラム空ける

同一業種においての複数の資格を有する技術者の資格は上位の資格を記入

請け負った工事名を記入

フ リ ガ ナ　オカヤマ　イチロウ

氏　　名　岡山　一郎　　生年月日　S　36　年　10　月　10　日

有資格区分　13　←　P12の有資格区分ｺｰﾄﾞ表により該当ｺｰﾄﾞを記入

監理技術者有資格業種　01　←　P11の建設業許可業種ｺｰﾄﾞにより該当ｺｰﾄﾞを記入

B　主任技術者（実務経験者）

当該工事に係る業種名を記入

フ リ ガ ナ　クラシキ　ゴロウ

氏　　名　倉敷　五郎　　生年月日　S　50　年　10　月　10　日

上記の者は、機械器具設置　工事に関し、次のとおり実務の経験を有することに相違ないことを証明します。

住所	倉敷市○△１－２－３		採用年月日	H 15 年 4 月 1 日
使用者の商号・名称	所在地	職名	実務経歴	実務経験年数
(株)県庁組	岡山市北区内山下2-4-6	技師	○○揚水機場ポンプ設備工事	H16年 6月～H17年 1月
		技師	○○水路加圧ポンプ製作据付工事	H17年 7月～H18年 2月
		主任	○○排水機製作据付工事	H19年10月～H20年 3月
		主任	○○トンネル防災施設設置工事	H20年 7月～H21年 3月
		係長	○○川水質浄化施設機械設備工事	H22年 3月～H23年 3月
				年 月 ～ 年 月
				年 月 ～ 年 月
				年 月 ～ 年 月
				年 月 ～ 年 月
				年 月 ～ 年 月
				年 月 ～ 年 月
			合　計	3 年 3 月

大学の指定学科を卒業している場合の例

・第二種電気工事士や職業能力開発促進法による2級技能士、給水装置工事主任技術者等、資格取得後一定期間の実務経験が必要なものについては、主任技術者登録の際にもB欄の記載が必要になります。

・「実務経験」とは、建設工事の施工を指揮、監督した経験及び実際に建設工事の施工に携わった経験はもちろんのこと、これらの技術を習得するためにした見習中の技術的経験も含まれます。

・実務経験の内容は、工事請負契約書等原本の写しに基づき、工事ごとに記載してください。

実務経験期間は、経験期間から1か月を差し引いた分を積算して指定年数分計上してください。(○○年1月～同年3月という工期の記載であれば2ヶ月分になります。)

【記載要領】

1　この届は、岡山県等が発注する建設工事を請負った場合に、その工事現場に配置する**主任技術者又は監理技術者**について、その氏名、資格等を届けるものです。

2　国家資格等を有するものを主任技術者とする場合には、工事名に続けてＡ欄に記入。

3　請け負った工事のうち下請けに出す工事の総額が、5,000万円（建築一式工事にあっては8,000万円）以上の場合には、監理技術者証を有し、監理技術者講習を受講した監理技術者をＡ欄に記入。

4　実務経験（建設業法第7条2号イ、ロ該当）がある者を主任技術者とする場合には、当該業種に係る実務経歴等をＢ欄に記入。

5　添付書類　・資格者証（合格証明書等）の写し　※実務経験による場合は、卒業証明書の写し
・監理技術者資格者証（表面、裏面）、監理技術者講習修了証の写し
・技術者の常勤性の確認できる書類（健康保険／厚生年金保険　被保険者標準報酬決定通知書(受付印のあるもの)の写し）

様式９　　（用紙 Ａ４）

辞　　退　　届

令和８年度・令和９年度の建設工事に係る入札参加資格につきましては、下記の理由により辞退いたします。

記

辞退理由

令和　　年　　月　　日

岡山県知事　　殿

所　在　地

商号又は名称

代表者職氏名

注：本社発行のものとする

様式１０

申請書類に関する連絡先

入札参加資格審査申請書を郵送で提出される場合は、
以下の項目を記載し、あわせて提出してください。

商号又は名称									
許可番号			-						

以下は、申請書作成担当者の方に関して記載してください。
申請書類に関する問い合わせ等をさせていただくことがあります。

商号又は名称 及び営業所名	
所在地	（〒　　）
電話番号	
担当者名	